

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第21回）

◆開会年月日 令和7年11月10日（月曜日）
◆開催の場所 第3委員会室
◆出席委員 佐藤利器 委員長 木村忠義 員
堀込彰二 副委員長 矢部正平 員
森 覚 委員 佐藤憲和 員
中島綾菜 委員 白石孝雄 員
平山杏香 委員 関一幸 員
◆欠席委員 なし

◆協議事項 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について
2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

◆議事内容

午前9時58分開会

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

10月31日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、ご協議いただきたい。

【各会派の意見】

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問題旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	①～④	①～④	④	①～④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	①～③	①、② ③は他会派の意見を聞きたい。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【逆質問】 ①～③ 【質問題旨確認】 ①～⑦	①～③ ※その他はまだ決まっていない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	②	①	まとまるところで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	①	①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問題旨確認】自席 ②その他	まとまるところで。	流れとしてスマーズな場所。	まとまるところで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるところで。	議会改革特別委員会で検討事項となっている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

※「各会派が反問権を導入するという意見であるため、反問権を導入する方向で協議を進めることでよいか。」<佐藤利器委員長>

※「よい。」<全委員>

→ **反問権を導入する方向で協議を進めることを確認**

※「反問権の範囲（反問の性質）を質問題旨確認のみとしている会派の方が少ないため、意見を伺いたい。」<佐藤利器委員長>

※「現状、質問題旨確認のみで変更はないが、他の会派の意見を伺った上で持ち帰り、検討することは可能。」<森委員>

※「まずは質問題旨確認のみから始めたい。」<中島委員>

※「まずはとは、期間を決めて試行運用というイメージか。」

<佐藤憲和委員>

※「期間を決めてなどの具体的なイメージはないが、最初から逆質問まで認めるのではなく、とりあえず質問題旨確認で始め、逆質問については今後検討してはどうかということ。」<中島委員>

※「反問権の範囲（反問の性質）を逆質問と質問題旨確認としている会派の意見を伺いたい。」<佐藤利器委員長>

※「逆質問と質問題旨確認を導入し、課題があるのであれば整理の上、必要であれば縮小していくべきと考えている。」<矢部委員>

※「一度、逆質問及び質問題旨確認でまとまったが、質問題旨確認のみでよいという意見も出ている。現状、質問題旨確認のみとするか逆質問も認めるか議会運営委員会でまとまってないので、持ち帰らせていただきたい。」

<関委員>

※「持ち帰らせていただく。」<佐藤憲和委員>

※「まとまらないようなので、各会派に持ち帰り、検討いただくことによいか。」<佐藤利器委員長>

※「よい。」<全委員>

→ **反問権の範囲（反問の性質）について、各会派に持ち帰り、検討することを決定**

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

10月31日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「委員長報告に対する質疑について」（発議：矢部委員）、議会事務局から委員長報告に対する質疑を含め、時間・回数の制限などが決まっていない質疑等について説明を受けた上で、ご協議いただきたい。（資料は別紙のとおり）

※ 委員長報告に対する質疑を含め、時間・回数の制限などが決まっていない質疑等について、資料に基づき説明<武田事務局長>

【各会派の意向】

項目	質疑時間及び回数に関する制限	質疑内容に関する制限
現状	規定なし	規定なし
草加自民党・無所属の会	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。 ・現状のままでよいという意見と委員長報告に対する質疑を行うのであれば、回数・時間の制限を設けた方がよいという意見が出た。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のままでよい。
公明党	<ul style="list-style-type: none"> ・時間は決めたほうがよいという意見があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見が出ていない。
市民共同	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。 ・議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑時間については決めてよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑を行う権利があるのでそれ自体は問題ない。

- ※「SOKA新政及び市民共同から、委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑など全体を検討すべきという意見があつたが、草加自民党・無所属の会はどうか。」<佐藤利器委員長>
- ※「委員長報告に対する質疑についてということで発議したが、SOKA新政及び市民共同の意見のとおり、委員長報告に対する質疑の他にも、回数・時間などの制限が決まっていない質疑などがあるのであれば、質疑など全体に対するルールを決める必要があると考える。」<矢部委員>
- ※「SOKA新政、草加自民党・無所属の会及び市民共同が、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきという意見だが、公明党及び立憲民主党はどうか。」<佐藤利器委員長>
- ※「それでよい。」<森委員>
- ※「それでよい。」<中島委員>
- ※「議会改革特別委員会で代表質問の在り方について検討中のため、その点ご配慮いただきたい。」<武田事務局長>
- ※「検討の進め方を整理するとしたら、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を議会改革特別委員会で検討してもらうか、代表質問は議会改革特別委員会、代表質問以外の質疑・質問を議会運営委員会で検討することになるか。」<佐藤憲和委員>
- ※「回数・時間が決まっていない質疑・質問全体を議会改革特別委員会で検討してもらうというのはよくないと思われる。検討の進め方の例として、議会改革特別委員会での検討終了後に代表質問以外の質疑・質問を議会運営委員会で検討する方法や代表質問以外の質疑・質問を議会改革特別委員会と並行して議会運営委員会で検討する方法が考えられる。」<武田事務局長>
- ※「とりあえず、委員長報告に対する質疑について議会運営委員会で検討することも考えられるが。」<佐藤利器委員長>
- ※「委員長報告に対する質疑のみではなく、質疑・質問全体をまとめて検討するべき。」<関委員>
- ※「議会改革特別委員会でも関連する事項が検討されているのであれば、議会改革特別委員会での検討と議会運営委員会での検討は同じ方向を向いている方がよいと思うので、議会改革特別委員会の検討の進捗を踏まえながらの検討でよいのでは。」<森委員>
- ※「議会改革特別委員会での検討の進捗を踏まえるとなると、議会運営委員会での検討がいつになるか分からぬ。回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体をまとめて検討することには賛成だが、委員長報告に対する質疑についての検討を先送りするのはどうかと思う。」<矢部委員>
- ※「議会改革特別委員会と足並みを揃えて検討するのであれば、議会改革特別委員会の進捗を踏まえたほうがよいと思うが、矢部委員の意見を考慮するのであれば、議会事務局から説明のあった資料を見ると、大きく分けると「質問」、「議案に対する質疑」、「報告・意見に対する質疑」、「動議など議会運営に対する質疑」、「参考人など第3者に対する質疑」の四つだと思うので、この四つの視点で検討していく余地はあるかもしれない。どのように

検討を進められるか持ち帰らせてほしい。」<佐藤憲和委員>

※「持ち帰りたい。」<中島委員>

※「どのように検討していくか各会派に持ち帰り、検討いただくといふことで
よいか。」<佐藤利器委員長>

※「よい。」<全委員>

→ 今後の検討の進め方について、各会派に持ち帰り、検討することを決定

午前10時26分閉会

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 委員長報告に対する質疑について（本会議における質疑・質問に
関する規定等一覧）

議会運営委員会協議事項

令和7年11月10日（月）
午前10時 第3委員会室

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

10月31日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入についてご協議いただきたい。

【令和7年10月31日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問題旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	①～④ ※反問権(④)と反論権(①～③)を別で設けたい。	①～④	④	①～④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	①～③	①、② ③は他会派の意見を聞きたいたい。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【反論権(逆質問)】 ①～③ 【反問権(質問題旨確認)】 ①～⑦	①～③ ※その他はまだ決まっていない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	②	①	まとまるところで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	①	①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問題旨確認】自席 ②その他	まとまるところで。	流れとしてスムーズな場所。	まとまるところで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるところで。	議会改革特別委員会で検討事項となっている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

10月31日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「委員長報告に対する質疑について」（発議：矢部委員）、議会事務局から委員長報告に対する質疑を含め、時間・回数の制限などが決まっていない質疑等について説明を受けた上で、ご協議いただきたい。（資料は別紙のとおり）

【令和7年10月31日時点での各会派の意向】

項目/現状	委員長報告に対する質疑は、質疑時間及び回数について規定がない。
草加自民党・無所属の会	<ul style="list-style-type: none">・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	<ul style="list-style-type: none">・現状のままでよいという意見と委員長報告に対する質疑を行うのであれば、回数・時間の制限を設けた方がよいという意見が出た。・検討事項は委員長報告に対する質疑ではあるが、委員長報告に対する質疑だけではなく、監査報告に対する質疑など、他にも回数・時間制限などが決まっていない質疑についても検討した方がよいのではないか。
公明党	<ul style="list-style-type: none">・まだ、会派で結論は出でていない。
市民共同	<ul style="list-style-type: none">・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。・議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。・委員長報告に対する質疑の他にも時間・回数の制限などが決まっていない質疑がいくつかあるので、議会事務局で資料を作成してもらい、改めて協議してはどうか。
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none">・質疑を行う権利はあるのでそれ自体は問題ない。・質疑時間については決めてよい。

本会議における質疑・質問に関する規定等一覧

議事	タイプ	発言場所	質疑(質問)回数	発言時間	備考
質 疑	市長提出議案に対する質疑	議員一執行部	質問席／答弁席及び自席	無制限	往復80分 議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	市長提出議案に対する質疑(関連質疑)	議員一執行部	質問席／答弁席及び自席	無制限	往復80分 議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	議員提出議案に対する質疑※1	議員一議員	演壇	無制限	往復80分 議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	委員会提出議案に対する質疑※1	議員一議員	演壇	無制限	往復80分 議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	市長報告に対する質疑	議員一執行部	演壇	規定なし	規定なし 先例あり[先例集] 発言時間及び発言回数の制限は設けていない。
	委員長報告等に対する質疑	議員一議員	演壇	規定なし	規定なし 先例あり
	監査報告に対する質疑	議員一執行部	演壇	規定なし	規定なし 先例あり
	教育委員会の意見に対する質疑	議員一執行部	演壇	規定なし	規定なし 先例あり
	本動議の提案理由の説明に対する質疑	議員一議員	演壇	規定なし	規定なし 先例あり
	懲罰動議の趣旨説明に対する質疑	議員一議員	演壇	規定なし	規定なし 先例あり
	処分要求の趣旨説明に対する質疑	議員一議員	演壇	規定なし	規定なし 先例なし
	参考人・公述人の意見に対する質疑	議員一第三者	規定なし	規定なし	規定なし 先例なし
質 問	市政に対する一般質問	議員一執行部	質問席／答弁席及び自席	無制限	往復80分 議会運営に関する申し合わせ事項に規定
	代表質問	議員一執行部	演壇	規定なし	片道60分 発言時間:議会運営に関する申し合わせ事項に規定 発言回数:先例あり[会議規則第64条運用欄] 発言回数の制限は設けていない。
	緊急質問	議員一執行部	演壇	規定なし※2	規定なし※2 先例あり[会議規則第63条運用欄] 発言時間、発言回数は、一般質問と同様とする。

※1 議案質疑の発言回数が無制限となったことがあわせて運用を変更することについて、協議されていない。(変更後において実施した例はない)

※2 会議規則第63条運用で発言時間、発言回数は一般質問と同様とするとしているが、これは一問一答方式導入前に取り決めされたもの

委員会における質疑・質問に関する規定一覧

議事	タイプ	発言場所	質疑(質問)回数	発言時間	備考
所管事務の質問	議員一執行部	委員席／執行部席	※3	片道15分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
所管事務の質問(関連質問)	議員一執行部	委員席／執行部席		片道15分	議会運営に関する申し合わせ事項に規定
所管事務の質問以外の質疑・質問	――	委員席／執行部席		※3	――

※3 委員会の性質上、議題について自由に質疑及び意見を述べることができることとなっている。